

平成 30 年第 3 回定例会

請 願 文 書 表

市 原 市 議 会

1. 請願書の受理番号 市原市議会請願第3号
2. 受理年月日 平成30年8月20日
3. 提出者の住所氏名
4. 紹介議員 小沢美佳 山内かつ子
5. 付託委員会 総務常任委員会
6. 件名及び要旨

東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める意見書の提出を求めることについて

昨年11月24日、日本原子力発電株式会社は、法律で定められた原発の運転期間40年制限を超えて、さらに20年の運転延長を原子力規制委員会に申請、本年7月4日、原子力規制委員会は、東海第二原発の設置変更許可申請に対し、これを認める審査書案を了承しました。

この東海第二原発で事故が起これば、わずか116キロメートル（市原市中心部）しか離れていない市原市は周辺地域とともに、甚大な被害をこうむることは明らかであります。市原市議会として、政府・原子力規制委員会に対して、東海第二原発の運転延長を認めず廃炉にするよう、そして廃炉後は、国が責任をもって原発にかわる地域経済振興策を行うよう、意見書の提出を求めるものであります。

2011年3月に起きた福島第一原発事故の原因はいまだに明確ではなく、事故収束のめども立っていません。東海第二原発も、東日本大震災と大津波で被災しています。また、敷設ケーブルの半分は、新規基準の定める「不燃ケーブル」に交換することが不可能です。さらにわずか2.8キロメートルの距離に核燃料再処理工場があり、停止してはいますが、多量の高レベル放射性廃棄物がそのまま残されています。同再処理工場には防潮堤すらなく、東海第二原発の事故との複合災害への備えがありません。

原子炉等規制法の「40年ルール」は、老朽化した原発の事故を防ぐための最低限のルールであり、また市民の生命と健康を守るために、それを超えての運転期間延長、再稼働はすべきではありません。

市原市議会においても、以上の状況を踏まえ本請願を採択され、東海第二原発の運転延長を認めず廃炉にするよう、そして廃炉後は、国が責任をもって原発にかわる地域経済振興策を行うよう、政府および原子力規制委員会に、意見書を提出されるよう求めます。

地方自治法 124 条の規定により上記のとおりお願いいたします。